

「いじめ防止基本方針」

令和3年度

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を定める。

(2) いじめ防止に対する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめ防止の基本姿勢（ネット上も含む）

- ・いじめを許さない，見過ごさない学級・学校づくり等，未然防止に努める。
- ・いじめの早期発見，早期解決のために，様々な手段を講じる。
- ・いじめの早期の適切な対応のために，当該児童の安全を保障するとともに，指導体制を整え，解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して，事後指導にあたる。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 教職員による「校内いじめ未然防止・対策委員会」

- ・毎月開催する。全職員による児童交流や，いじめアンケート等の内容や実施・結果の検討等を行う。
- ・本人からの訴え，日常の観察，アンケート結果，第3者からの情報等，いじめ事案あるいは疑われる事案があった場合には，即時関係職員による臨時委員会を立ち上げる。

(2) 外部関係者を含めた「いじめ未然防止・対策委員会」

- ・定期的（4・8・3月）に開催する。
- ・4月には，いじめ防止基本方針や年間の計画について検討し，共通理解を図る。
- ・8月，3月にはいじめアンケート結果の報告や学校の取り組みについて評価する。
- ・重大と思われる事案が発生した場合には臨時に委員会を開催する。
- ・構成メンバー：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，特別支援コーディネーター，担任，PTA代表，SC，民生委員，学校評議員

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめ事実の確認，対策案の検討
- ・該当児童への指導，該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化，支援
- ・外部組織への協力要請，又は，警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

3 いじめの未然防止 ～いじめを生み出さない学校づくり～

(1) 未然防止の基本方針

すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

(2) 未然防止のための取組

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 一人一人が活かされる学級活動を目指し、個性の伸長を図る。
- 学校生活のあらゆる場面において他者とのかかわる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりができるよう努める。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

①わかりやすく規律ある授業の推進

- ・個々のつまずきに応じた授業構成
- ・言語活動の充実
- ・授業態度の徹底 授業準備 姿勢 返事 発言
- ・教室環境の整備 身辺の整理整頓

②「するすみ宣言」を実践できる、児童の主体的な活動の推進

- ・「するすみ宣言」を意識した委員会の活動
- ・児童集会で「するすみ宣言」を視点とした振り返り
- ・「すすんですればすっとする」の実践と価値付け

③道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・生命を尊重し、健康で安全な生活ができる子を育てる。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

④豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・命の尊さを実感できる「命を守る訓練」
- ・人権教育の推進
- ・体験活動、読書活動の推進（郡上学）
- ・コミュニケーション能力の向上（縦割り班活動）

⑤自己有用感を育む取組の推進

- ・児童一人一人を理解し、厳しさと温かさのある学級経営
- ・学級での意図的な「よさみつけ」の実践
- ・こだま班活動での相互協働意識の向上と相互評価

- ・「喜ばせる学校～自分を・まわりを・地域を～」の意識化

⑥いじめの未然防止に向けた職員研修

- ・現職研修の位置づけ
- ・夏期研修
- ・伝達講習

⑦保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催，学校・学級だより等による広報活動により，いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・講演会等で，様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ・個人懇談や家庭訪問等で，児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの会議や保護者会等において，いじめの実態や指導方針などの情報を提供し，意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い，ネットいじめの予防を図る。

4 いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 早期発見の基本

いじめは遊びやふざけあいを装ったり，教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど，教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから，児童が示す変化や危険信号を見逃さないように，日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

(2) 早期発見のための取組

①日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ，いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み，放課後に，子どもたちの様子に目を配り，「子どもたちがいるところには，教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・どのような場合も共感的な理解に徹し，相談しやすい環境づくりをする。

②観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し，丁寧で継続した観察を行う。
- ・担任を中心に教職員は，子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合，早急に適切な指導を行い人間関係の修復にあたる。
- ・自尊感情傾向調査を実施し，個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。

(QUテスト2回実施)

③振り返りノートや連絡帳の活用

- ・振り返りノートや連絡帳を活用し、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については情報を共有し、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④教育相談の実施

- ・職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

(4・6・7・10・11・2月)

- ・必要に応じ、外部機関と連携し教育相談を行う。
- ・スクールカウンセラー、各相談員等との連携を図る。

(4・6・7・9・10・11・12・1・2・月)

⑤いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年間3回実施する。(7月・10月・2月)アンケートは5年間保存する。
- ・いじめだけでなく、いじめに発展していく生活上の不安等に対応するため、実態把握に努める。

5 いじめの早期対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(1) いじめ対応の基本

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うと共に学校設置者に報告する。いじめの事実を確認した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「校内いじめ未然防止・対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「校内いじめ未然防止・対策委員会」で情報を共有する。
- ・「校内いじめ未然防止・対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、郡上市教育委員会に報告する。
- ・いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- ・いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取

組方針を伝え、協力を求める。

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- ・いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの加害者・被害者に対する指導だけでなく、いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、例え、いじめを止められなくても、誰かに知らせる勇氣を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(4) いじめ解消後の継続的指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜、必要な指導を継続的に行う。また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめのない学校づくりの取組を計画的に進める。

(5) 保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

(6) ネット上のいじめへの対応

①啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

②早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

③関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

6 重大事態への対処

(1) 基本的な対応

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに郡上市教育委員会に報告し、調査を実施する主

体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ未然防止・対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 調査結果を郡上市教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種事態の発生防止のために、必要な取組を進める。

7 いじめ防止年間指導計画

月	会議等	未然防止	早期発見
4	いじめ未然防止・対策委員会 (指導方針, 指導計画) PTA総会, 学級懇談会	生徒指導記録引継ぎ 要配慮児童交流 保小引継ぎ	児童教育相談 SC教育相談
5			心のアンケート
6		情報モラル研修	QUテスト(2年生以上) QUテスト結果検討会 児童教育相談 SC教育相談
7		人権七夕集会 人権教育研修	いじめアンケート 児童教育相談 SC教育相談 個別懇談
8	いじめ未然防止・対策委員会	特別支援研修 個別懇談・夏休み 中の情報交流	
9			SC教育相談
10	PTA全体会, 学級懇談会	いじめ対応 研修	心のアンケート
11		特別支援研修	QUテスト(全学年) 児童教育相談 SC教育相談
12		人権集会	SC教育相談
1		冬休み中の情報交流	SC教育相談
2	学級懇談会	保小引継ぎ	いじめアンケート 児童教育相談 SC教育相談
3	いじめ未然防止・対策委員会 (指導方針, 指導計画見直し)	要配慮児童交流 小中引継ぎ	

校内いじめ未然防止・対策委員会

週一回の学年部会
学級づくり, 人間関係づくり

週一回の児童交流